

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波は、4,024人の死者、2人の行方不明者、約96,000棟の家屋の全・半壊や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、浜通りを中心に県内全域に甚大な被害をもたらした。

本県をさらに困難な状況に追い込んだのは、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故だった。

国は、平成23年4月22日に福島第一原発からの距離と放射線量に応じて以下のとおり区域を設定した。

- ・20km圏内：警戒区域
- ・20km圏外で年間積算線量が20mSv以上：計画的避難区域
- ・20～30km圏内：緊急時避難準備区域

また、平成24年4月1日以降、警戒区域及び避難指示区域について放射線量等に応じた3区域(帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域)への見直しが行われ、平成25年8月8日の川俣町の区域見直しにより警戒区域や計画的避難区域に指定された11市町村全ての区域再編が完了した。

この間、7町村が県内外の地域に役場機能を移転せざるを得なくなったほか、ピーク時には、自主避難者も含め16万5千人に及ぶ県民が県内外に避難した。

